

このはな環境美化実施団体への清掃用具の貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、このはな環境創造プロジェクトの一環として、此花区内における地域の環境活動の活性化等に寄与することを目的とした活動を行う、道路又は公共の広場等（以下「道路等」という）の清掃を実践する団体（以下「団体」という）に対し、その清掃を行うために使用するトング等の用具（以下「清掃用具」という）を貸与するについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の要件)

第2条 清掃用具の貸与を受ける者は、次の各号に掲げるいずれかの要件を備えた10名以上で清掃活動に取り組む団体とする。

- (1) 此花区内の道路等の清掃を継続して実施する見込みがある団体。
- (2) 地域のイベント、環境学習の一環として清掃活動に取り組む団体。
- (3) その他、此花区長（以下「区長」という）が、特に必要と認めた団体。

(清掃用具の種類等)

第3条 清掃用具の種類及び数量は、次の範囲内とする。

- (1) トングについては、清掃活動の参加人員の数を上限とする。ただし、参加人員100名以上にあっては、100本とする。
- (2) ちりとりについては、トング10本につき1個までとする。

(貸与申請の手続)

第4条 清掃用具の貸与を受けようとする団体は、実施する7日前までに区長（まちづくり推進課教育支援・環境担当）あて、清掃用具貸与申請書（別紙様式1）を提出するものとする。

(貸与要件の審査及び貸与の決定)

第5条 区長は、前条による清掃用具貸与申請書を受理したときは、その記載内容を審査し、貸与の可否を決するものとする。

(清掃用具の貸与)

第6条 区長は、前条による審査の結果、清掃用具の貸与が適当と認めた場合は、当該年度内1年を上限として、清掃用具貸与決定通知書兼受領書（別紙様式2）により清掃用具を貸与する。

(貸与条件)

第7条 前条に規定する清掃用具の貸与決定を受けた団体は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 清掃活動の内容等を変更し、又は中止する場合は、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (2) 団体は、細心の注意をもって清掃用具の維持管理を行うとともに、破損、紛失等が生じたときは直ちに区長に報告すること。
- (3) その他区長が必要と認める条件。

(処分制限等)

第 8 条 清掃用具の貸与決定を受けた団体は、区長の承認を受ければ清掃用具を清掃活動以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(実施報告)

第 9 条 清掃用具の貸与決定を受けた団体は、清掃活動を終了し、または中止したときは、速やかに清掃用具の返却とともに、清掃活動実施報告書（別紙様式 3）を区長に提出しなければならない。

(清掃用具の返還)

第 10 条 清掃用具の貸与を受けた団体が、次の各号の一に該当するときは、貸与期間中であっても、清掃用具の全部又は一部を返還させことがある。

- (1) 団体の活動を停止し、又は解散したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) その他区長が必要と認めるとき。

(実施時期)

第 11 条 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日より実施する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。